令和4年度 第4回 正副会長会

日時:令和4年7月15日(金)

午後4時00分~5時00分

会場:板橋法人会館3階会議室

|出 | 平野、浦田、 | 森田、長谷川、 |席 | 吉川、坂口

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行:浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

Ⅱ. 議 題

- 1. 前回正副会長会審議結果概要【資料 1】
- 2. 審議事項
 - (1) 広報誌の発行に関する要綱等の制定について【資料2】
 - (2) 正副会長会等審議予定について【資料3】
- 3. 所管事項報告
- 4. 報告事項
 - (1) 第10回通常総会開催結果について【資料4】
 - (2) 監督官庁(東京都)に対する事業報告について【資料5】
 - (3) 会員の状況(東法連報告数値)について【資料6】
 - (4) 利益相反取引の報告【資料7】
 - (5) 執行状況調書(6月末)について【資料8】
- 5. 連絡事項
 - (1)新年賀詞交換会開催日程 令和5年1月16日(月)文化会館4階大会議室
- 6. 事務局報告
 - (1) 事務局長の交代

新事務局長 甲斐正弘(63歳)

採用 令和4年7月1日

前事務局長 花井敏次(67歳)

採用 令和2年7月1日

退職 令和4年6月30日(勤続期間・2年間)

Ⅲ. 次回日程(※次回以降の会議の開催日時の案)

会議名	日時	会場
常任理事会	7月21日 (木) 16:00~16:30	法人会館3階会議室
理事会	7月21日 (木) 16:30~17:30	法人会館3階会議室
正副会長会	8月10日 (水) 16:00~17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	9月 8日 (木) 16:00~17:00	法人会館3階会議室
常任理事会	9月15日 (木) 16:00~17:00	法人会館3階会議室
理事会	9月26日 (月) 16:00~19:00	法人会館3階会議室
意見交換会		

令和4年度 第3回 正副会長会 審議結果概要

【令和4年6月9日(木)・平野、浦田、森田、吉川、坂口】

1. 審議事項等

- (1)第10回通常総会進行台本について【資料2】
 - ※総会当日の流れを確認しました。
- (2) 全体委員会進行台本について
 - ※全体委員会の流れを確認しました。
 - ※各委員会の発表については、常任理事の発言機会を確保するため、副委員長が行う旨を確認しました。
 - ※お土産については、中央軒煎餅に決定しました。
- (3) 広報誌の発行に関する要綱等の制定について
 - ※採用写真に謝礼を出す根拠を定めるのに合わせて、仕事の見える化を進めるために現 行の作業を要綱の形式に整備した旨を説明しました。
 - ※初見の資料なので、次回あらためて検討することになりました。

2. 所管事項報告

※特になし

3. 報告事項

- (1) 通常総会の出席状況について
- (2) 会員の状況(東法連報告数値)について
- (3)後援名義等使用承認申請について

4. 連絡事項

- (1) 来局・税務署長退任挨拶(会長、総務担当副会長) 令和4年6月30日(木)15時30分から30分程度
- (2) 出席・板橋税務署主催名刺交換会(正副会長、事務局長) 令和4年7月15日(金)15時から30分程度 ※14時45分に税務署の1階に集合することにしました。

5. 事務局報告

- (1) 賞与(6月期)の支給について支給月数 2.0月分支給日 令和4年6月3日(金)
- (2) 職員の状況について
 - ※樋口主任が6月1日から職場復帰した旨を報告しました。

6. その他

※会長から、次期事務局長の候補者の氏名が発表されました。

公益社団法人板橋法人会 広報誌の発行に関する要綱等の制定について

板橋法人会は、公益法人として会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象に、税知 識の普及と納税意識の向上に資する情報をはじめ、公益性の高い情報を周知するために 組織・広報委員会所管事業として広報誌を発行しています。

その、広報誌の発行等に関して、現状では要綱が制定されていません。

今後、組織・広報委員会において適切に編集および発行ができるよう、現況の発行までの過程等を書面に起こし、誰もが共通認識を持てるようにするために新たに要綱を制定します。

また、正副会長会において、広報誌表紙写真採用者への謝礼が承認されましたので、 表紙写真募集要領を一部修正します。

なお、本要綱の制定につきましては、前回までの正副会長会でご指摘いただきました 事項を踏まえ、令和4年7月13日開催の第1回組織・広報委員会において審議され た内容となっております。

記

1. 制定する要綱等

- (1)公益社団法人板橋法人会 広報誌の発行に関する要綱【新規制定】
- (2)公益社団法人板橋法人会 広報誌表紙写真募集要綱【新規制定】
- (3) 板橋法人会 広報誌「法人いたばし」表紙写真募集要領【一部改正】

2. 制定理由

公益社団法人板橋法人会の広報誌の発行に関し必要な事項を定める。

3. 要綱等の概要

- (1) 広報誌の発行に関して、必要な事項を定める。
- (2) 広報誌の写真募集に関して、必要な事項を定める。
- (3) 広報誌の写真募集に関して、一般に公開するための要領の一部を改正した。

4. 要綱案

別紙【資料2-2】

別紙【資料2-3】

別紙【資料2-4】

公益社団法人板橋法人会 広報誌の発行に関する要綱(案)

(令和4年●月●日正副会長会決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人板橋法人会(以下「法人会」という。)が発行する広報誌に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報誌の発行)

- 第 2 条 広報誌は、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象に、税知識の普及 と納税意識の向上に資する情報をはじめ、公益性の高い情報を周知するた めに発行し、もって公益社団法人としての使命を果たす。
 - 2 広報誌は、季刊とし、次のとおり発行する。ただし、会長の承認のもと、 必要により臨時に発行し、または休刊することができる。
 - (1) 夏 号 7月
 - (2) 秋 号 10月
 - (3) 新春号 1月
 - (4) 春号 3月
 - 3 広報誌は、無料とする。

(発行人等)

- 第3条 広報誌の発行人は、会長とする。
 - 2 広報誌の発行に関する事項は組織・広報委員会の所管とする。

(名称)

第 4 条 広報誌の名称は、「法人いたばし」とする。

(掲載内容)

- 第 5 条 広報誌の掲載事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (1)税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業に関すること
 - (2) 地域企業の健全な発展に資する事業に関すること
 - (3) 地域社会への貢献を目的とする事業に関すること
 - (4) 会員の交流に資するための事業に関すること
 - (5) 会員の福利厚生等に資する事業に関すること
 - (6) 収益事業に関すること
 - (7) その他、法人会が必要と認めること

(編集)

- 第 6 条 組織・広報委員会は、広報誌に掲載すべき事項を取りまとめ、発行までに組織・広報委員長に提出しなければならない。
 - 2 組織・広報委員会は、前項の原稿を取りまとめ、広報誌を編集しなければならない。
 - 3 広報誌に掲載する記事の順序、選択等については、組織・広報委員会で記事の性質、分量その他を参酌してこれを決める。

(発行部数)

第7条 広報誌の発行部数は、組織・広報委員会で次条に定める配付対象、数量その他を参酌してこれを決める。

(配付等)

- 第8条 広報誌は、毎号全ての会員に配付する。
 - 2 広報誌は、加入勧奨を目的に、年1回は板橋区内全稼働法人を対象に配付する。配付する号は、原則として夏号とする。
 - 3 広報誌の配付の方法は、直接配付、間接配付、委託配付等適当な方法によるものとし、その具体的な方法については、組織・広報委員会において定めることができる。
 - 4 広報誌は、板橋税務署、板橋都税事務所、その他の公共施設に備え付け、 自由に来所者等の閲覧に供し、又は配付することができる。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、広報誌の発行について必要な事項は、組織・広報委員会において別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から適用する。

公益社団法人板橋法人会 広報誌表紙写真募集要綱(案)

(令和4年●月●日正副会長会決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人板橋法人会(以下「法人会」という。)が発行する広報誌を、より身近で親しみやすく感じてもらうため、広報誌の表紙を飾る写真を広く募集することとし、これに必要な事項を定めることを目的とする。

(募集写真)

- 第 2 条 法人会広報誌「法人いたばし」の表紙に用いる写真を募集する。
 - 2 募集する写真は、法人会の所在地で活動場所である「板橋区」をテーマとする。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は通年とし、随時受付するものとする。

(応募資格)

第 4 条 日本国内在住者で、アマチュア、プロフェッショナル、国籍、性別、年齢は問わない。ただし、未成年者は、保護者の同意を必要とする。

(応募要件)

- 第 5 条 応募できる写真は、デジタルデータ(JPEG 形式)とする。
 - 2 応募できる写真は、応募者にすべての権利があるオリジナル作品に限る。
 - 3 第三者の著作権や肖像権等を含む場合は、使用許諾を得ていることを要件とする。

(応募点数)

第 6 条 応募点数の制限は設けない。

(応募方法)

第 7 条 板橋法人会のホームページの応募フォームまたはEメールで受け付ける。

(採用選考会)

- 第8条 応募写真の採用選考会は、法人会 組織・広報委員会において行うものと する。
 - 2 選考過程は非公開とし、選考過程の問い合わせには対応しない。

(謝礼)

第 9 条 採用写真の応募者には、謝礼として 10,000 円分の区内商品券を贈呈する。

(個人情報の取り扱い)

第10条 個人情報の取り扱いは、「公益社団法人板橋法人会 個人情報取扱規程」 並びに「公益社団法人板橋法人会 個人情報保護に関する基本方針」による。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別途「板橋法人会 広報誌「法人 いたばし」表紙写真募集要領」で定める。

附 則

この要綱は、令和4年●月●日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

板橋法人会 広報誌「法人いたばし」表紙写真募集要領

板橋法人会では、広報誌「法人いたばし」を年4回発行しています。 その「法人いたばし」をより身近で、親しみやすく感じてもらうために、広報誌の

その「法人いにはし」をより身近で、親しみやすく感じてもらつにめに、仏報誌の表紙を飾る写真を広く募集します。

なお、採用写真の応募者には、謝礼を差し上げます。

○写真のテーマは「板橋区」

- 法人会の所在地で活動場所である「板橋区」をテーマとした写真を募集します。
- 広報誌掲載時の写真サイズは、幅 213 mm×高さ 176 mmとなります。
- ・広報誌は、右端中央部に綴じ穴を開けます。この綴じ穴を配慮した構図にしてください。
- ・広報誌の編集作業において、写真にトリミング等の加工を行う場合があります。

○募集期間

• 随時受付けています。なお、広報誌各号掲載写真の締日は次の表のとおりです。

号名	発行月	応募作品締日
夏号	7月	7月5日
秋号	10月	10月5日
新春号	1月	1月5日
春号	3月	3月5日

○応募条件

- 日本国内にお住まいの方。
- ご応募いただいた時点で、応募要項(個人情報の取り扱い、注意事項を含みます) すべてにご承諾いただいたものとみなします。
- ・応募作品の撮影機材は問いません。
- 過去に撮影したものでもかまいません。
- ・加工の有無は問いません。
- お一人様何回でもご応募いただけます。
- ・応募作品は、応募者ご本人のみにすべての権利(著作権を含みます)があるオリジナル作品に限ります。特に、他のサイト、SNS、ブログ等の画像を、許可なく使用することは著作権等権利の侵害に該当する可能性がありますので、ご注意ください。また、写真に人物が写り込む場合には、事前に肖像権の許諾があるものに限ります。フリー素材の合成もご遠慮ください。
- ・アマチュア、プロフェッショナル、国籍、性別、年齢を問いませんが、未成年の 方は保護者の同意を得た上でご応募ください。未成年の方がご応募された場合は、 保護者の同意を得た上でご応募されたものとみなします。

○提出する写真の規格

- JPEG ファイル。
- PC 現像やデジタル加工はかまいません。
- 動画から切り出した静止画は応募の対象外といたします。

○応募点数

• 制限はありません。

○応募方法

- ・ 次のいずれかの方法でご応募ください。
- (1) 板橋法人会ホームページの応募フォームから送信。 http://www.itabashi-houjinkai.or.jp/houjinitabashiphoto.html ※応募フォームに必要事項を入力の上、写真を添付してください。
- (2) Eメールで送信
 - ※法人会では 3MB 以上のものは受信できませんので、これを超える場合は、ファイル送信サービス等をご利用ください。
 - ※下記必要事項をメール本文に記入してください。

()必要事項

- ・応募の際、次の事項を併せてお知らせください。
 - ①写真タイトル
 - ②氏名(ふりがな)
 - ③ニックネーム(ふりがな) ※希望の方のみ
 - ③氏名公表の可否
 - 4件所
 - ⑤電話番号
 - ⑥メールアドレス
 - ⑦写真の撮影場所の情報(住所、地名等)
 - 8写真の説明

○採用選考会

- ・ 応募された写真は月ごとにまとめ、公益社団法人板橋法人会組織・広報委員会において、広報誌の表紙を飾るに相応しい写真を選考します。
- 選考基準については、公益社団法人板橋法人会組織・広報委員会に一任いただきます。審査に関するお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご了承ください。
- ・採用写真の応募者には、改めてご連絡をさせていただきます。その際、写真紹介 のため、氏名及びコメント掲載を予定していますので、確認等をさせていただき ます。あわせまして、写真使用同意書の記入をお願いしております。

○個人情報の取り扱い

- 本企画の主催は、公益社団法人板橋法人会が行います。
- ・本企画で取得した個人情報は厳重に管理され、応募に関するご連絡、応募作品の管理、作品展示など企画の実施・運営・宣伝広報活動およびこれらに付随する目的、特定の個人を識別できない統計資料を作成する目的並びに個人情報保護法等の法令において認められた範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。
- ・本企画で取得した個人情報は、掲載の結果の発表や作品を紹介する場合、企画の 実施・運営・宣伝広報活動のために業務委託先に業務を委託する場合、そのほか、 法令に定められた場合を除き、応募者の同意なく、個人情報を第三者に開示する

ことはありません。

- 本企画で取得した個人情報は、以下の範囲で利用します。
 - 1利用するデータ

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等、応募時にご登録いただいた情報

2.利用者

公益社団法人板橋法人会

3.利用の目的

企画に関するご連絡、応募作品の管理、掲載作品の展示など企画の実施・運営・宣伝広報活動およびこれらに付随する目的並びに特定の個人を識別できない統計資料を作成する目的

4.個人情報管理責任者

公益社団法人板橋法人会

○注意事項

- ・応募者は、応募の際に指定された項目につき、正確な情報を入力するものとします。入力いただいた情報のミスによる落選、その他いかなる損害についても一切責任を負えませんのでご了承ください。
- ・応募作品は未発表のものに限りませんが、トラブル防止のため他のコンテストなどに応募中または応募予定、あるいは過去に受賞して画像が確認できる作品の場合は、他のフォトコンテストなどの応募規約もご確認いただきますようお願いいたします。なお、応募者本人が製作された市販目的のない出版物や本人の SNS、ブログなどに掲載した作品、審査のない写真展に出品した作品は応募いただけます。
- ・ご応募いただいた後であっても、応募作品の著作権は原則として応募者に帰属します。
- ・応募の取り消しはできません。
- ・ 応募作品のバックアップは、応募者本人の責任で行ってください。
- 作品のお持込や郵送でのご応募は受け付けることができません。また送付作品の 返送手続きもいたしません。
- ・応募者は、掲載作品を公益社団法人板橋法人会の PR 用などに使用する目的で公益社団法人板橋法人会(公益社団法人板橋法人会が許可した第三者を含むものとし、以下同じとします)が、無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信等することを承諾するものとします。応募者は、公益社団法人板橋法人会に対し、著作者人格権に基づく権利の主張を一切行わないものとします。
- •前項の公益社団法人板橋法人会による使用において、応募者の承諾を得ることな く応募作品のトリミング画像効果並びに音楽および音響効果を加えるなどの編集 改変を行うことがあることを承諾するものとします。
- 応募作品に使用される著作物、肖像については、応募者本人が著作権肖像権等一切の権利を有するもの、または権利者から事前に使用承諾を得たものとします。被写体に人物が含まれている場合は、事前にその方の承諾を得るなど、肖像権の侵害等が生じないように応募者本人の責任においてご確認ください。被写体が未成年の場合は、その保護者の許可も得たものに限ります。 また、神社仏閣、商業施設などが写り込んでいる場合も、撮影応募許諾を得たうえでご応募ください。被写体に看板ネオンサインブランドロゴ等が含まれる場合や公序良俗に反すると判断される作品のご応募はご遠慮ください。住所情報が写り込んでいる作品のご応募もご遠慮ください。

- ・前項の応募作品の規定において、掲載確定後に、作品を見た第三者から著作権肖像権の侵害プライバシーの侵害等の申告があった際には、協議のうえ、掲載を取り下げとさせていただく場合があります。
- 第三者の著作物を撮影し、それを素材にして加工や合成をしますと、著作権等知的財産権の侵害にあたる場合がありますので、事前に権利者の許諾を得てください。
- ・応募作品に関して万一法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとし、公益社団法人板橋法人会は何ら責任を負いません。
- ・応募要項その他公序良俗に違反する、他の応募者に対する誹謗中傷、不利益を与える行為や、応募者が反社会的勢力(またはそれに準ずるもの)に該当するなど、 その他主催者が不適切と判断した場合、掲載を取り消すことがあります。
- ・応募要項は日本法を準拠法とし、応募要項に関する一切の紛争については、東京 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
- ・本企画の選定基準や選考結果に関するお問い合わせは受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。
- 掲載の権利を譲渡換金することはできません。
- 作品の応募に関する費用はすべて応募者のご負担となります。
- ・公益社団法人板橋法人会は、必要と判断した場合には、本規約を変更できるほか、本企画の適正な運用を確保するために必要なあらゆる対応をとることができるものとします。
- 本企画に応募するにあたり、応募者は事務局の運営方法にしたがうものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- •本企画は、公益社団法人板橋法人会が主催、運営しています。Facebook 社および Instagram 社は本企画の後援、承認、運営を一切行っておらず、Facebook 社および Instagram 社とは一切関係がありません。また本企画への参加、および賞品に関して、Facebook 社および Instagram 社は一切の関与をせず、応募者はそのことに同意したものとみなされます。
- Facebook / Instagram および本企画の中断、または中止によって生じるいか なる損害についても、公益社団法人板橋法人会が責任を負うものではありません。 本企画の内容は、予告なく変更する場合があります。

○応募先・問合先

公益社団法人板橋法人会事務局

住所:東京都板橋区氷川町39番2号 板橋法人会館4階

電話:03-3964-1413

E-mail: info@itabashi-houjinkai.or.jp ※営業時間は9時00分から17時00分までです。 ただし、休館日(土曜・日曜・祝日)は除きます。

写真使用に関する同意書

		<u>令和</u>	年	月	
公益社団法人 板橋法人会長 様					
	(提供者) 住 所				
	氏名(自署)				
	連絡先				
私は、板橋法人会 広報誌「法人いる 条件」、「個人情報の取り扱い」、「注意 板橋法人会(以下、「法人会」という) 後記の写真を提供します。	事項」その他の)規定の内容	、および、	公益社団	法人
	記				

1. 提供者は、次の写真(以下、「写真」という)の使用について、法人会に無償かつ無期限に提供する。なお、写真の著作権は、提供者に帰属する。

MRICERY OF CONT SHOPE THE CONTROL OF					
ファイル名:	写真タイトル				
	撮影場所				
	撮影者ニックネーム				

- 2. 法人会は、写真を法人会の印刷物や資料、ウェブサイト、SNS 等、広報を目的に使用する。なお、第三者から、法人会に対して写真の転載等の依頼があった場合、その内容が目的に合致する場合に限り、法人会は第三者による写真の使用を許可できるものとする。
- 3. 提供者は、第三者から、写真に対する著作権や肖像権等の権利侵害の苦情等があった場合、責任をもって対応する。

板橋法人会 正副会長会等 審議予定表

						上副会長会資料
No.	No.		会議名	事業計画・予算・決算関係	主な審議案件 法人会運営関係	規則等・その他
1	令和4年4月14日	(木)	第1回 正副会長会	TAND JA NAMM	通常総会運営の検討監査会の準備状況	WING COSIE
2	令和4年5月12日	(木)	第2回 正副会長会	・ 令和3年度事業報告及び決算の承認	通常総会議案書の検討総会、全体委員会実施要領の検討	
3	令和4年5月16日	(月)	監査会	事業報告等の監査計算書類等の監査		
4	令和4年5月19日	(木)	第1回 常任理事会		通常総会議案書の検討総会、全体委員会実施要領の検討	
5	令和4年5月26日	(木)	第1回 理事会		通常総会議案書の検討総会、全体委員会実施要領の検討	
6	令和4年6月9日	(木)	第3回 正副会長会		• 総会、全体委員会実施準備	
7	令和4年6月10日	(金)	第10回 通常総会	・3年度事業報告・4年度事業計画及び収支予算の報告・3年度財務諸表の承認		
8	令和4年6月23日	(木)	全体委員会	会長による基本方針説明正副委員長による主要施策の説明	・ブロック長による活動等の紹介	
9			ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表(情報提供等)	
10	令和4年7月15日	(金)	第4回 正副会長会			• 板橋稅務署名刺交換会終了後開催
4.4	○和4年7日04日	(+)	第2回 常任理事会			
	令和4年7月21日	(木)	第2回 理事会		・事務局長の交代について	
12	令和4年8月10日	(水)	第5回 正副会長会			
13	令和4年9月8日	(木)	第6回 正副会長会			
14	令和4年9月15日	(木)	第3回 常任理事会			
15	令和4年9月26日	(月)	第3回 理事会			・終了後、意見交換会を開催
16	令和4年10月13日	(木)	第7回 正副会長会	事業計画基本方針の検討予算編成方針案の検討		
17	令和4年11月10日	(木)	第8回 正副会長会	事業計画基本方針の検討予算編成方針案の検討		
18	令和4年11月17日	(木)	第4回 常任理事会	事業計画基本方針の検討予算編成方針案の検討		
19	令和4年12月8日	(木)	第9回 正副会長会	・次年度事業の基本方針及び主要施策 並びに予算編成方針の提示		
20	令和4年12月15日	(木)	第4回 理事会	・次年度事業の基本方針及び主要施策 並びに予算編成方針の提示		・終了後、情報交換会を開催
21	令和5年1月12日	(木)	第10回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
22	令和5年1月19日	(木)	第5回 常任理事会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
23	令和5年2月9日	(木)	第11回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整		
24	令和5年3月9日	(木)	第12回 正副会長会	・次年度事業計画及び収支予算の調整	利益相反取引の決定監督官庁報告の確認	
25	令和5年3月16日	(木)	第6回 常任理事会	・ 次年度事業計画及び収支予算の決定	利益相反取引の決定監督官庁報告の確認	
26	令和5年3月中旬		ブロック長会議		・支部相互の情報共有と意見交換 ・ブロック長の発表(情報提供等)	
27	令和5年3月中旬		会計事務説明会	・支部決算報告についての説明 ・支部次年度予算についての説明		
28	令和5年3月下旬		第5回 理事会	・次年度事業計画及び収支予算の承認	利益相反取引の決定監督官庁報告の確認	

第 10 回通常総会開催結果について

- 1. 開催日時 令和 4 年 6 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 O 0 分~ 5 時 O 0 分
- 2. 開催会場 板橋区立グリーンホール 2Fホール
- 3. 参加者

区分	正会員	賛 助	来賓等	その他	計
会 場	103 社	8社	13名	7名	131名
委任状	1,915 社		正会員数	3,890 社	
合 計	2,018社		出席率 5	51.87%	

4. 開催内容

- (1)司会進行【浦田副会長】
- (2) 会員増強表彰式(午後4時00分~午後4時05分)
 - ①加入増強保険受託会社表彰【吉川副会長】 大同生命保険株式会社、A | G損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社
- (3) 総 会(午後4時 O5 分~午後4時 38 分)
 - ①開会の言葉【吉川副会長】
 - ②会長挨拶 【平野会長】
 - ③議長就任 【平野会長】
 - ④議事録署名人【榊原第 10 支部長、鈴木第 11 支部長】
 - ⑤令和3年度事業報告について【坂口副会長】
 - ⑥令和4年度事業計画並びに収支予算書について【森田副会長】
 - ⑦令和3年度財務諸表承認の件【長谷川副会長】
 - 8 同 監査報告 【平澤監事】
 - ※7816時35分・可決承認
 - ⑨労働保険事務組合公益社団法人板橋法人会事務処理規約の一部改正について

【吉川副会長】

※916時38分・可決承認

- (4)来賓祝辞(午後4時39分~午後4時56分)
 - ①手 塚 板橋税務署副署長、
 - ②坂 本 板橋区長
 - ③波 田 板橋都税事務所長
 - ④大 戸 公益社団法人板橋青色申告会会長
- (5) 閉会(午後4時57分~午後5時00分)
 - ①閉会の言葉【坂口副会長】

5. その他

- (1) 感染症拡大予防のため、昨年度に引き続き、懇親会は中止とした。
- (2) 出席者全員にお土産(黒松本舗草月)を用意した。

令和4年6月30日

東京都知事

小池 百合子 殿

法人の名称

公益社団法人板橋法人会

代表者の氏名 平野 慎治

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1. 財産目録
- 2. 役員等名簿
- 3. 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4. 社員名簿
- 5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項(同法第199条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等
- 6. キャッシュ・フロー計算書なし
- 7. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第28条第1項第2号 に掲げる書類
- 8. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第1項第2号 及び第3号に掲げる書類
- 9. 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 i nformation

文字サイズの変更 標準 大 特大



↑ ホーム > 電子申請・届出、状況照会を行う > 案件詳細

① 書類準備・提出 ② 受付済・審査中 ③ 完了(取下げ済み、拒否処分含む)

ア 書類準備中 イ 様式チェック中 ウ 様式チェック済/書類提出前 エ 書類提出完了

案件詳細

申請案件の状況を確認します。

取下げ依頼は、「取下げ依頼書を提出」ボタンより行ってください。

🗁 基本情報

整理番号	2213130200
手続No.	C2-1
手続名称	事業報告等の提出
提出先行政庁	東京都
提出日時	令和4年06月30日 17:04:03

🗅 申請書類情報

オフライン様式ダウンロード		▲ オフライン様式をダウンロード
データ流用	2.更新	② 20220601100114 オフライン様式.zip.※上記リンクをクリックすると過去に提出した手続を流用して作成されたオフライン様式がダウンロードできます。

		SX
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て(Word)	
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て(Word)	■ C2-1レイアウト 3-2(1) V01R04 0 2.docx
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て(Word)	
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て (Excel)	<u>C2-1レイアウト 01 3-2(1) V01R1</u> <u>2.xlsx</u>
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て (Excel)	
	別紙3 2. (1) 公益目的事業につい て (Excel)	
	別紙3 2. (2) 収益事業について (Word)	■ <u>C2-1レイアウト 3-2(2) V01R04.doc</u> x
	別紙3 2. (3) その他の事業(相互 扶助等事業)について(Word)	■ C2-1レイアウト 3-2(3) V01R04.doc ×
	別紙 4 別表 C (3) 公益目的保有財産 配賦計算表	圖 <u>別表C(3) 公益目的保有財産配賦計算</u> 表.xlsx
	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(公 益目的事業)	
	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(公 益目的事業)	
	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(公 益目的事業)	
	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(収益事業、その他の事業、法人の管理運営)	
申請書類	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(収益事業、その他の事業、法人の管理運営)	改元 02.xlsx
	別紙4 別表C(4) 資産取得資金(収益事業、その他の事業、法人の管理運営)	
	別紙4 別表F(1) 各事業に関連する 費用額の配賦計算表(役員報酬・給料手 当)	□ <u>別表F(1) 各事業に関連する費用額の配</u> <u>賦計算表.xlsx</u>
	別紙4 別表F(2) 各事業に関連する 費用額の配賦計算表(役員報酬・給料手当 以外の経費)	
	財産目録	II 財産目録.pdf
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支 給の基準を記載した書類	 ☆ 公益社団法人板橋法人会役員の報酬等 及び費用に関する規程、pdf
	社員名簿(公益社団法人のみ)	☐ <u>社員名簿.pdf</u>
	社員名簿(住所を除く閲覧用)(公益社団 法人のみ)	自 <u>社員名簿(住所を除く閲覧用).pdf</u>
	貸借対照表及びその附属明細書	€ 貸借対照表.pdf
	貸借対照表及びその附属明細書	■ 財務諸表に対する注記.pdf
	貸借対照表及びその附属明細書	■ <u>附属明細書.pdf</u>
	損益計算書及びその附属明細書 場対計算書及びその附属明細書	直 <u>正味財産増減計算書.pdf</u>
	損益計算書及びその附属明細書 事業報告及びその附属明細書	☐ 正味財産増減計算書内訳表.pdf☐ 令和3年度事業報告.pdf
	新来報告及びでの別属の相管 監査報告(及び会計監査報告)	□ 五祖3千及事業報点.pui □ 監査報告書.pdf
	滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明 書	□ 滞納処分に係る国税の納税証明書.pdf
	一 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明 書	
	行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類	目 <u>別添1 別表H(1)13欄 明細表.xlsx</u>
		■ 重損を準備する
様式チェック状況	様式チェック済(NGなし)	▼ 模式チェックを依頼する
一括PDF作成 ▶ 操作説明	D 276326 01 780271.pdf	▲ <u>申請書類一式をPDFで出力</u>
申請書類の送付票		
取下げ依頼を提出		□ 取下げ依頼を提出

♠ 前画面に戻る

<u>り 履歴を表示</u>

資料6 令和4年7月15日 正副会長会資料

板 橋 法人会

令和4年6月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,192
(2)前月総会員数 [賛助・特別・個人会員等含む]	4,218
(3)増加数	6
(4)減少数	24
(5)差 引	△ 18
(6)当月総会員数 [賛助・特別・個人会員等含む]	4,200
(7)加入率	34.4%

(6)における当月会員数の内訳

	① 正会員数	3,872
-	②正会員以外の会員数(法人)	148
	③正会員以外の会員数(個人)	180
	合計・・・(①+②+③)	4,200

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組合員数		256
増加数	新規入会	2
垣加奴	既存会員	1
減少数		0
当月総組合員数		259

[※]業種により1社で複数の事業場を含む。

	増加	① 勧 奨	6	
	加数内	② 転 入	0	
	訳	③ 不明他	0	
	(3)合計…(①+②+③)			
(3)における会員種別増加数				
-	①E	6		
-	②E	0		
	31	0		
	合 計…(①+②+③)			

	1	転 出	0	
減	② (倒産、	休業・廃業 吸収合併等による会社消滅も含む)	17	
少	3	所在不明	0	
	4	会費未納会員の整理	0	
数		(イ)メリットなし	3	
内	(5)	(口)営業不振	2	
	脱	(ハ)零 細	2	
訳	会	(二)不明他	0	
		小 計	7	
(4)台	(4)合計…(①+②+③+④+⑤)			

利益相反取引の報告について

公益社団法人板橋法人会 理事会運営規則第 14 条の規定に基づき、下記の取引について、報告します。

取引の内容	公益社団法人板橋法人会館 施設総合管理業務委託(年間契約)				
取引の相手方	板橋区大山東町 40番6号 株式会社 瓜生サービス 代表取締役 瓜 生 ー 仁				
取引の金額	¥3,506,800-(消費税込み)				
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで				
履行場所	板橋区氷川町 39番2号 板橋法人会館				
委託の内容	清掃業務(日常清掃、定期清掃) 設備管理業務(消防設備、空調設備、給水設備) エレベーター点検保守、自動ドア点検保守 防災設備監視業務、害虫防除業務、 電気湯沸器点検業務 植木剪定業務				
適用	令和4年3月28日開催の理事会において、理事会運営規則第13条の規定に基づき承認を得た当該取引について、承認された内容と同一の内容で契約したので、同規則第14条の規定に基づき報告するものである。				

公益社団法人板橋法人会 執行 状況調書 【令和4年度】

【単位:円】

⑤-⑥の額 【△は超過状態】

		ム川江回山八川八川四山八八山				【单位:円】			
項目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	執行残	執行率	
		会 費	33,332,000	31,356,400	0	0	0	1,975,600	94.07%
		事業収益	46,412,000	8,644,693	0	0	0	37,767,307	18.63%
		補助金	26,610,300	7,272,300	0	0	0	19,338,000	27.33%
	経常	部 会 費	2,766,000	2,377,000	0	0	0	389,000	85.94%
収入		雑収益•運用益	1,900,900	312,454	0	0	0	1,588,446	16.44%
		繰 越 金	46,521,692	46,521,692	0	0	0	0	100.00%
		【経常収入の計】	157,542,892	96,484,539	0	0	0	△ 61,058,353	61.24%
	資産	備品購入費繰入	0	0	0	0	0	0	#DIV/O!
	a	【収入の計】	157,542,892	96,484,539	0	0	0	△ 61,058,353	61.24%
		⑥ 公益目的事業会計	70,873,808	12,103,284	0	0	0	70,873,808	0.00%
		収益事業等会計	32,931,400	3,275,208	0	0	0	32,931,400	0.00%
	経常	法人会計	15,862,297	4,189,977	0	0	0	15,862,297	0.00%
支出		支部•部会仮払金		11,816,995	0	0	※法人会及び仮払金は、年度	末に、事業実績に基づき、各会計間の割振りを調整	
文正		◎【経常費用の計】	119,667,505	31,385,464	0	0	0	88,282,041	26.23%
	資産	備品購入等	0	0	0	0	0	0	#DIV/O!
		資産積み増し	15,036,000				0	15,036,000	0.00%
	a	【支出の計】	134,703,505	31,385,464	0	0	0	134,703,505	0.00%
e	e 差引残(@-@)		22,839,387	65,099,075	0	0	0		
(f)	流動負	負債、減価償却費等							
Ø	⑤ 遊休財産該当資産		56,974,186	0	0	0	0	周年行事引当資産 出資金	
h	⑥ 遊休財産額(@+⊕+®)		79,813,573	65,099,075	0	0	0		
○公益沒	○公益法人の財務基準(公益事業比率)の検証 ※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。								
公益事業比率		59.23%	38.56%	#DIV/O!	#DIV/O!	#DIV/O!	(⑥公益目的事業会計	/ ⑥経常費用の計)	
○公益法人の財務基準(遊休財産額保有制限)の検証									
遊休財産額の保有上限額			70,873,808	12,103,284	0	0	0	®公益目的事業会計の額	
遊休財産額		79,813,573	65,099,075	0	0	0	⑤遊休財産の額		

Ο

Ο

保有上限額の超過の有無

△ 8,939,765

△ 52,995,791